

第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会 岩手県選手団派遣業務 仕様書

1 目的

別添「第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会派遣計画」に基づき、当財団が標記大会に派遣する岩手県選手団（以下「選手団」という。）の交通機関、宿舎の手配等の必要な業務を行うことを目的とする。

2 業務名

第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会岩手県選手団派遣業務

3 委託期間

令和 5 年 月 日（契約日）～令和 5 年 12 月 27 日

4 委託業務の内容

(1) 交通手段の手配

① 10 月 27 日（金）出発の選手等 212 名、役員・事務局 6 名の以下の手配

- ア 盛岡駅から東京駅までの乗車券及び特急券
- イ 東京駅から羽田空港までの貸切バス
- ウ 羽田空港から松山空港までの航空券

② 10 月 30 日（月）に帰県する選手等 39 名の以下の手配

- ア 松山空港から羽田空港までの航空券
- イ 羽田空港から東京駅までの貸切バス又は乗車券
- ウ 東京駅から盛岡駅までの乗車券及び特急券

③ 10 月 31 日（火）帰県する選手等 173 名の以下の手配

- ア 松山空港から羽田空港までの航空券
- イ 羽田空港から東京駅までの貸切バス又は乗車券
- ウ 東京駅から盛岡駅までの乗車券及び特急券

④ 11 月 1 日（水）帰県する役員・事務局 6 名の以下の手配

- ア 松山空港から羽田空港までの航空券
- イ 羽田空港から東京駅までの乗車券
- ウ 東京駅から岩手県内各新幹線駅までの乗車券及び特急券

⑤ 10 月 29 日（日）、30 日（月）の各競技会場への移動に使用するレンタカーの手配

- ア 車両タイプ：乗用車（1,300CC クラス）
- イ 台数：4 台
- ウ 借用期間：令和 5 年 10 月 28 日（土）16 時～同 10 月 30 日（月）18 時
- エ 保険・補償：対人補償：1 名につき無制限、対物補償：1 事故につき無制限、車両補償：1 事故につき車両時価額まで、人身傷害補償：1 名につき 3,000 万円。なお、前記以外の補償（例：ノンオペレーションチャージ等）については、必要に応じて本契約とは別途指示する。

オ その他：カーナビ、ETC車載器を装備していること

(2) 昼食弁当の手配

10月27日（金）出発の選手等及び役員・事務局員の昼食弁当の手配

(3) 旅行傷害保険の手配

選手等212名、役員・事務局6名の10月27日自宅出発から10月30日又は10月31日、
或いは11月1日（役員・事務局）の帰宅までの間の旅行傷害保険への加入手続き（死亡・後
遺障害補償：1,200万円、入院日額：5,000円、通院日当：3,000円相当以上）

(4) 添乗員の手配

- ① 10月27日（金）出発の選手等に同行し、旅行業務の全般的処理に係る添乗員2名の派遣。
- ② 10月27日（金）盛岡駅を出発する指定列車に、岩手県内各新幹線駅から乗車する選手等
の受付及び乗車までの案内員の配置（各駅1名以上）。

(5) 選手団の派遣に係る費用の支払い・徴収事務

- ① 岩手県選手団の派遣に係る交通機関及び旅行傷害保険費用の支払い業務
- ② 大会期間中の宿泊代金・弁当代・選手団バス乗車証代等ねりんピック開催県（宿泊・
輸送センター手配分）への支払い業務
- ③ ユニフォーム調達業者へのユニフォーム代金の支払い業務
- ④ 前記①～③に係る費用のうち、「4 負担区分」に定める割合に応じた選手等の自己負担
金の徴収業務
- ⑤ 前記①～④について、選手等の事情等により変更や取消があった場合の精算業務

(6) その他

派遣する競技団体及び選手登録された個人の意向により、上記よりも派遣する人数が増減
する場合がある。

但し、派遣計画よりも選手等の人数が増加する場合は財団からの補助は行わず、参加者が
費用の全額を負担するものとする。

5 負担区分

別表「派遣経費の負担区分」のとおり。

6 その他

- (1) 出発地及び到着地は、盛岡駅を基本とするが、選手等の居住地等により盛岡駅以南の県内
各新幹線駅が出发地及び到着地となる。
- (2) 選手団の復路については、原則として現地解散としているため、選手等の希望によっては
手配のキャンセル、変更或いは追加の手配が必要になる場合がある。
- (3) 10月27日（金）出発の選手団は、同日の宿泊施設において「結団式・夕食会」の実施を予
定しているため、必要に応じて飲食等の手配を行い、その経費は、「派遣経費の負担区分」
における宿泊料と同様に取り扱う。
- (4) 視察員については、岩手県選手団と同様に手配を行う場合があるが、その経費の請求は岩
手県に対して行う。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び業務履行中においてやむを得ない事由等により発生する
仕様の変更については、委託者と受託者が別途協議して決定するものとし、必要に応じて変
更契約の手続きを行う。